

# 消防本部からのお知らせ

予防課 ☎975-2119

## 防火対象物には、火災予防のため防火管理者の選任が必要です！

### 【防火管理者が必要な建物】

- ①火災発生時に自力で避難することが著しく困難な者が入所する社会福祉施設等がある建物は、収容人員が10人以上のものが該当します。

- ②劇場・飲食店・店舗・ホテル・病院など不特定多数の人が出入りする建物は収容人数が30人以上のもの(①を除く)が該当します。
- ③共同住宅・学校・工場・倉庫・事務所などの建物は収容人数が50人以上のものが該当します。

### 【防火管理者制度】

一定規模以上(右記①②③)の建物では、防火管理の実施が消防法第8条で義務づけられています。

消防法で定められている内容を要約すると、「多数の者を収容する建物の管理について権限を有する者は、一定の資格を有する者から防火

管理者を定め、防火管理を

実行するために必要な事項を「防火管理に係る消防計画」として作成させ、この計画に基づいて防火管理上必要な業務を行わせなければならない」となります。

また、防火管理者を選任していない場合または防火管理業務を適正に実施していない場合には、消防法違反となり、処分を受けることがあります。

### 【防火管理者とその業務】

防火管理者は次のような業務を確実にこなさなければなりません。

- 「防火管理に係る消防計画」の作成
- 火災、地震、その他災害が発生した場合における消火、通報及び避難訓練の実施
- 消防用設備の点検・整備
- 火気の使用または取扱いに関する監督

- 避難または防火管理上必要な構造及び設備の維持管理
- 収容人数の整理
- その他防火管理上必要な業務



## 危険物取扱者試験

- 【試験日】平成28年6月5日(日)
- 【試験の種類】甲種、乙種(第1類~第6類)、丙種
- 【願書受付期間】平成28年4月18日(月)~4月25日(月)
- 【願書配布先】消防本部、具志川消防署、石川消防署、与勝消防署、平安座出張所
- 【ホームページ】<http://www.shoubo-shiken.or.jp>

※電子申請できます。詳しくはホームページをご覧ください！



【お問い合わせ】 (一財) 消防試験研究センター沖縄県支部 ☎941-5201